

令和6年度 第2回 国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議議事要旨

日 時 令和6年6月25日（火）15時20分～16時45分
場 所 奈良国立大学機構第一会議室及びオンライン参加
出席者 國枝委員、松本洋一郎委員、村岡委員、森川委員、越野委員、和田委員、
笠次委員、吉田委員、酒井委員、鈴木委員
欠席者 松本伸之委員、大石委員
列席者 三野監事、大久保監事、三谷監事
事務局 榎本事務局長、沓澤事務局次長、向機構総務課長、矢倉奈良教育大学総務課長、
林機構総務課課長補佐、野志機構総務課総務係員
議 長 松本洋一郎委員

議事に先立ち、前回会議の議事要旨を確認し、これを了承した。

審議事項

1. 議長の職務を代理する者の指名について

事務局から、資料1の「理事長選考・監察会議規程」第5条第3項に規定している議長の職務代理について、会議の進行のために置くものであるが、今後、学内において、選考・監察会議の状況を報告することもあると想定されるため、両学の学内委員から1名ずつ議長が指名することとしてはどうかとの提案があった。

議長からは、この提案のとおり各大学の学内委員から指名したいとの発言があり、奈良教育大学からは越野委員、奈良女子大学からは酒井委員を指名した。なお、代理の順番は、選考・監察会議の在任期間等も勘案し、越野委員、酒井委員とすることとした。

2. 理事長の業務執行状況の確認結果について

議長から、昨年度に実施した、「理事長の業務執行状況の確認」のためのヒアリングに対し、各委員からその内容を踏まえた意見を聴取し、議長として、資料2「業務執行状況確認結果」のとおり取りまとめた旨の説明があった。意見交換の結果、一部の字句を修正した上で、承認した。なお、事務局から、資料2については、昨年度の委員にも確認依頼を行い、修正意見がなければ、資料3「理事長の業務執行状況の確認に関する基準」第2条第5項のとおり、理事長に通知し、奈良国立大学機構ホームページにおいて公表する旨の説明があった。また、両大学の教育研究評議会等でも報告する旨の説明があった。

3. 理事長候補適任者の探査状況の確認と候補適任者の絞り込みについて

議長から、各委員に理事長候補適任者の探査依頼を行った結果、複数の委員から、現任の榊裕之理事長の名前が挙がり、榊裕之氏を次期理事長候補適任者として選考を進めることについて意見交換したい旨の発言があった。

委員から、榊理事長は、学術的業績はもとより、理事長として機構の運営や両学の連携に尽力しており、周囲の意見に誠実に耳を傾ける姿勢は大変評価できるため、引き続き、理事長として務めていただきたいとの意見、組織の変革には、少なくとも3～5年程度の時間を要することを念頭に引き続き榊理事長に務めていただきたいとの意見があった。

こうした意見交換の結果、榊裕之氏を次期理事長候補適任者として推薦手続きを進めることとした。

4. 大学総括理事（学長）の任期の見直しについて

議長から、大学総括理事（学長）の任期の見直しについて意見交換を行いたいとの発言があり、事務局から、資料5－1～5－2により説明があった。

委員からは、主に、以下の意見があった。

- ・法人統合前の合同理事長選考会議では、法人設立当初の理事長と大学総括理事（学長）の任期については、総合的な見地から決めたものであるが、その先の取扱いについては、法人統合後の議論に委ねることとしていた経緯があった。
- ・大学の中では、大学総括理事、すなわち学長と、学部長の任期が揃っていることが望ましく、令和9年以降の見通しも併せて検討すべき。
- ・理事長と学長は一体となって機構運営にあたるので、任期は揃っている方がよいと考えるが、学部長は学部内をマネジメントする役割であり、役割が少し違っており、理事長、大学総括理事（学長）、学部長の任期をすべて揃えようとすると、その過程に時間を要して、スムーズに移行できなくならないか。
- ・現在の理事長任期は3年であるため、大学総括理事（学長）の任期は3年とするか、2年と1年に分けるか、の選択肢しかない。次の次の大学総括理事（学長）の選考を想定して、任期を4年又は6年とする検討をしてはどうか。

議長からは、これらの論点を整理して、あらためて議論したいとの発言があった。

5. 理事長選考及び大学総括理事（学長）選考のスケジュールについて

議長から、今後の理事長選考のスケジュールを確認するとともに、大学総括理事（学長）の選考スケジュールについて意見交換したいとの発言があり、事務局から、資料6により説明があった。

委員から、主に、以下の意見があった。

- ・理事長が大学総括理事（学長）を決定するにあたり、選考・監察会議が牽制機能を果たすことは必要だが、選考に係る過度の運営コストには考慮が必要。
- ・大学総括理事（学長）の選考方法は、理事長候補者が決まってから、その者の方針によってくる。

また、委員から、選考・監察会議と理事長候補者が選考方法について話し合う機会はあるか、との質問があり、事務局から、選考・監察会議は、理事長に関する選考と監察を行う場であり、理事長の大学総括理事（学長）の選考に関する考えを聞くことあるとしても、昨年度の大学総括理事選考検討会議が理事長と意見交換を行いながら、大学総括理事の選考方法を準備したのとは位置づけが違うところがある、との説明があった。

議長からは、本件については理事長候補者が決定したのちに、理事長候補者の意向を聞いたうえで、あらためて議論したいとの発言があった。

6. その他

特になし

以 上